

**薬価調査が適切に実施される
環境整備の推進について
(未妥結減算の見直しについて)**

薬価調査が適切に実施される環境整備の推進について（背景と課題）

背景

- 医療用医薬品の流通改善については、一次売差マイナスの解消、未妥結・仮納入の改善、単品単価取引の推進といった課題の改善に向け、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」での提言に沿った取組について関係団体に要請する等、安定的な医薬品供給を確保するための取組を行ってきた。
- 未妥結・仮納入については、薬価調査の障害となるため、平成26年度診療報酬改定において、いわゆる「未妥結減算制度」を導入した。これにより、未妥結・仮納入の改善は一定程度見られるものの、一次売差マイナスの解消・単品単価取引の推進については進んでいない。
- このような中、薬価制度の抜本改革において、毎年薬価調査、毎年薬価改定の対象品目の範囲について、平成33年度（2021年度）に向けて、安定的な医薬品流通が確保されるよう、国が主導し、単品単価契約、早期妥結、一次売差マイナスの是正等を積極的に推進し、流通改善に取り組むことにより、薬価調査が適切に実施される環境整備を図りつつ、国民負担の軽減の観点から、できる限り広くすることが適当であることとされた。
- 具体的には、流通改善の取組を加速するため、まずは、医薬品メーカー、卸売業者、医療機関、保険薬局が取り組むべきガイドラインを現在、検討しているところであるが、当該ガイドラインの実効性の確保を通じ、薬価調査の正確性を向上させる観点から、当該ガイドラインの趣旨・内容を「未妥結減算制度」に取り入れるなど、診療報酬等における対応を検討することが必要となっている。

課題

- 個々の医薬品の正確な市場流通価格の把握には、卸売業者と保険薬局等との間で、医薬品の価値に見合った価格である「単品単価契約」を進めることが重要である。
- さらには、医薬品の価値が医薬品価格調査に正確に反映されるよう、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉の是正も重要な課題であるとの指摘がある。
- 膨大な品目の医薬品が取引されているため、未妥結減算制度における妥結報告は過度な負担がかからないよう一定の配慮が必要である。

医療用医薬品流通関係者が遵守すべき流通改善に関する指針（ガイドライン）（案）

経緯

- 2年に1回行われる薬価調査の間の年に調査・薬価改定を行うことを考慮すれば、これまで以上の流通改善の推進、調査のための環境整備が必要。
- これまで流通改善については流通当事者間の取組として進めていたが、今後は国が主導し、流通改善の取組を加速するため、関係者が取り組むガイドラインを作成し、遵守を求めていく。

医療用医薬品流通関係者が留意する事項

- **医療用医薬品製造販売業者と卸売業者との関係において留意する事項**
 - ・ 一次売差マイナスの解消に向けた適正な最終原価の設定
- **卸売業者と医療機関・保険薬局との関係において留意する事項**
 - ・ 早期妥結と単品単価契約の推進
 - ・ 医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉の是正
- **流通当事者間で共通して留意する事項**
 - ・ 返品条件について事前に当事者間で契約を締結
- **流通の効率化と安全性の確保**
 - ・ 頻回配送・急配等について当事者間で契約を締結

実効性確保のための取組

- **厚生労働省の関与**
 - ・ 相談窓口を設置し、主な事例を流改懇に報告及びウェブサイトに掲載
 - ・ 特に安定的な医薬品流通に悪影響を及ぼすような事案については、直接、ヒアリング等を実施
- **単品単価契約の状況確認**
 - ・ 流改懇に報告を行うとともに、中医協に報告
- **未妥結減算制度の見直し**
 - ・ 本ガイドラインの趣旨・内容を「未妥結減算制度」に取り入れる診療報酬上の対応などを検討

未妥結減算についての論点（案）

【留意事項への明記】

- 「流通改善ガイドライン」の案では、
 - ① 原則として全ての品目について単品単価契約とすることが好ましいこと
 - ② 医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉を慎むことといった内容を盛り込むこととしており、薬価調査の正確性を確保するため、こういった趣旨を留意事項として明記してはどうか。

【報告事項の追加】

- 薬価調査の正確性を確保するため、平成32年度以降の改定において必要な対応を検討できるよう、まずは実態を把握する必要があることから、現在の妥結率に加え、
 - ① 単品単価契約率
 - ② 一律値引き契約等に係る状況に係る報告を求め、報告を行わなかった場合に減算することとしてはどうか。

【報告時期の見直し】

- 妥結率の報告に係る取扱いについて、保険薬局及び病院の負担軽減の観点から、厚生局への報告期間を現在の10月の1ヶ月間から10～11月の2ヶ月間に変更することとしてはどうか。

【調剤報酬の簡素化】

- 今後、いわゆる同一敷地内の薬局の評価の見直し等により、調剤基本料の区分が現在の12区分から増加し、複雑化が懸念されることから、2種類の減算（①未妥結減算及び②かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に係る業務を実施していない場合の減算）を厳しい基準に統合するなど、調剤基本料の仕組みを簡素化することとしてはどうか。